

令和7年10月定例会議案

久喜市教育委員会

議 案 目 錄

議案第 46 号 久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について	1
議案第 47 号 久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部を改正する条例について	3

議案第 4 6 号

久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について

久喜市中学校地域クラブ活動指導者を、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和 7 年 10 月 23 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第46号 「久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について」の別紙
資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

議案第 4 7 号

久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部を改正する条例について

久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 7 年 10 月 23 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部を改正する条例

久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例（令和5年久喜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は第10号から第12号まで」を「、第10号から第12号まで又は第14号」に改め、同条に次の2号を加える。

（5） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（法第31条第1項の規定による市の確認を受けている園を除く。）

（6） 法第54条の2第2項に規定する乳児等通園支援事業所

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条に2号を加える改正規定（同条第6号に係る部分に限る。）は、令和8年4月1日から施行する。